

令和4年7月29日

北海道大学教職員組合
執行委員長 山田 幸司 殿

国立大学法人北海道大学理事
行松 泰弘

回 答 書

令和4年7月11日付け質問書にて照会のあった件について、下記のとおり回答します。

記

1. 令和4年5月18日付け回答については、顧問弁護士及び社会保険労務士の法的見解を踏まえ、担当理事のもとで検討を行い、総長に確認のうえ、回答したものである。
2. 当該調査における医療現場で診療行為を行っているのにも関わらず給与が支給されていない医師については、契約職員就業規則の適用となる者(期末手当、勤勉手当及び住居手当の支給対象者)はおらず、本件とは直接の関係性がないことから、当該調査に係る資料の開示は差し控える。
3. 上記2のとおり、本件とは直接の関係性がないことから、回答は差し控える。